

第59回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

- 従業員の状況
- 主要な事業所
- 主要な借入先
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制に関する事項

連結計算書類

計算書類

監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査役会の監査報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社 野村総合研究所

従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
16,708名	686名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外に出向中の444名は含まれていません。
2. 部門別の従業員数は次のとおりです。

部門等	従業員数(名)
コンサルティング	1,573
金融ITソリューション	5,023
産業ITソリューション	6,491
IT基盤サービス	2,665
全社(共通)	956
計	16,708

※全社(共通)として記載している従業員数は、主に管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,206名	424名増	40.2歳	14.3年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、他社に出向中の1,704名は含まれていません。

主要な事業所 (2024年3月31日現在)

東京本社	(東京都)
木場総合センター	(東京都)
横浜総合センター	(神奈川県)
大阪総合センター	(大阪府)
東京第一データセンター	(東京都)
横浜第二データセンター	(神奈川県)
大阪第二データセンター	(大阪府)

主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先		借入額(残高) (百万円)
(株) み ず ほ 銀 行		26,839
(株) 三 井 住 友 銀 行		19,032
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン ※		13,649
(株) 三 菱 U F J 銀 行		12,571
ウ エ ル ズ ・ フ ア ー ゴ 銀 行		1,641

※(株)みずほ銀行をアレンジャーとする、金融機関5社の協調融資です。信託型従業員持株インセンティブ・プランに基づき設定されたNRIグループ社員持株会専用信託が借り入れたものです。

新株予約権等の状況

当年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 新株予約権等の内容の概要

(2024年3月31日現在)

名 称	割当日	新株予約権の目的 となる株式の数	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の行使期間
第28回新株予約権	2017年 7月12日	166,800株 (1個当たり300株)	1株当たり 1,526円	2020年 7月 1日から 2024年 6月30日まで

(注) 主な行使条件は次のとおりです。

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又はこれらに準じる地位を、解任若しくは解雇され、又は自己都合により喪失した場合は、権利を行使することができない。

(2) 新株予約権等の保有状況

(2024年3月31日現在)

区 分	取締役 (社外役員を除く。)		社外取締役 (社外役員に限る。)		監査役	
	保有者数 (名)	保有数 (個)	保有者数 (名)	保有数 (個)	保有者数 (名)	保有数 (個)
第28回新株予約権	1	92	—	—	—	—

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	金額(百万円)
イ. 監査業務(公認会計士法第2条第1項)の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬の額	144
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	295

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分していないため、上記イ. にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の報酬について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬の額について同意しました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、受託業務における内部統制の整備・運用状況の検証業務、英文財務諸表作成に関する指導・助言業務等を委託しています。

(5) 会計監査人の選任及び不再任並びに解任の決定の方針

監査役会は、法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性、並びに監査体制及び監査品質等、監査が適切に行われるかを総合的に勘案して、選任及び不再任等の株主総会に提出する議案の決定を行います。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると考えられる場合は、必要に応じて、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社会、お客様、社員、取引先、株主等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行うための仕組みがコーポレート・ガバナンスであるとの認識に立ち、以下の基本的な考え方へ沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

(1) ステークホルダーとの協働

当社は、ステークホルダーの利益を尊重し、ステークホルダーと適切に協働する。特に株主に対しては、その権利が実質的に担保されるよう適切な対応を行うとともに実質的な平等性を確保する。

(2) 情報開示とコミュニケーション

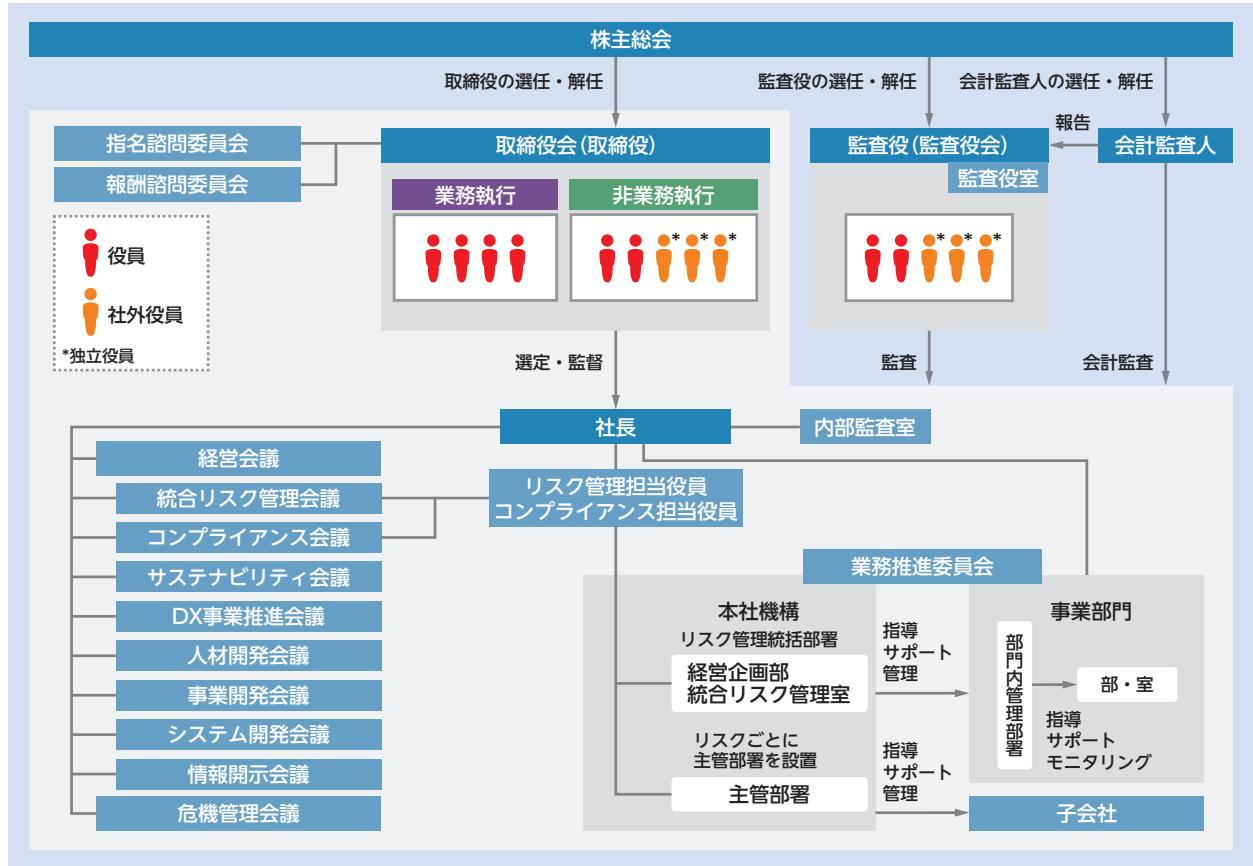
当社は、法令及び東京証券取引所の規則で定められている情報、並びにステークホルダーに当社を正しく理解してもらうために有用な情報を、迅速、正確かつ公平に開示し透明性を確保するとともに、株主との間で建設的な対話をを行う。

(3) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役会制度を基礎として、独立社外取締役・独立社外監査役を選任するとともに、構成員の過半数を独立社外取締役とする取締役会の諮問機関を設置することにより、経営監督機能を強化する。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

(2024年3月31日現在)



(注) 「NRI コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト
[\(<https://www.nri.com/jp/company/governance>\)](https://www.nri.com/jp/company/governance)でご覧いただけます。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、「顧客の信頼を得て、顧客とともに栄える」、「新しい社会のパラダイムを洞察し、その実現を担う」という2つの企業使命を掲げ、その実践を通して広く経済社会の発展に貢献することを基本理念としている。

当社は、この基本理念の下、グループ一体となって企業価値の向上及び透明性の高い効率的な経営を実現するため、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。これらの方針は、原則として当社グループに共通に適用するものである。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用者が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する企業行動原則及びビジネス行動基準を定める。
- ② 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、最高倫理責任者、コンプライアンスに関する会議体及び担当役員を置く。担当役員の下、主管部署は、当社グループの取締役及び使用者の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
- ③ 事業部門及び子会社にはコンプライアンス担当者を置き、各事業部門等に固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

- ⑤ 当社グループの事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
 - ⑥ 前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
 - ⑦ 内部監査部署は、当社グループの法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
 - ③ 内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社グループ全体のリスク管理に関する規程を定め、リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - ② 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署においてリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

- ③ 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に對しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を基本的指針に定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
 - ④ 上記②、③のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
 - ⑤ 内部監査部署は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループ各社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ② 当社は、執行役員制度を採用し、業務執行の権限及び責任を大幅に委譲することにより、取締役会は業務執行の監督を主とする。執行と監督の分離により、効率的な執行と監督機能の強化を図る。
 - ③ 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ④ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ＩＴシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
 - ⑤ 内部監査部署は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、情報開示に関する会議体及び担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - ② 内部監査部署は、当社グループの財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社に報告する。
- ② 子会社は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役(監査役会)直轄の専任部署を置く。
- ② 監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査役に報告する。
- ③ 前記①⑤のコンプライアンス・ホットラインへの通報に関しては、原則全件コンプライアンス担当役員及び監査役に報告するものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査役から要求のあった文書等は、隨時提供する。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

① 当社グループの倫理・コンプライアンス体制については、その実効性を確保するため、最高倫理責任者及びコンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス会議を設置した上で、コンプライアンスに関する規程を定めています。

「NRIグループ企業行動原則」、「NRIグループビジネス行動基準」等を記載した『RULE BOOK』を作成して全役職員に配布し、リスク管理、コンプライアンス等に関する研修や啓発活動を継続的に実施することで、その定着と実効性の向上を図っています。

当年度は、コンプライアンス会議を2回開催しました。

② 反社会的勢力に対しては、取引を含め一切の関係を持たないことを基本方針として「NRIグループビジネス行動基準」に定めており、主管部署が情報収集及び取引防止に関する管理・対応を行っています。

③ 当社グループは、法令違反の早期発見及び未然防止を目的に、通報窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を社内と社外に設けています。また、公益通報運用規程において、通報者が不利益を受けない旨を定めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

文書管理規程を定め、文書の管理責任者、保存・廃棄等に関する基準を定めています。文書の管理責任者は、保存・貸出・移管・廃棄等の管理方法を定めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

① 当社グループ全般のリスク管理のため、リスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部署として経営企画部を設置しています。経営企画部は、リスク管理の枠組みの構築・整備、リスクの特定・評価・モニタリング及び管理体制全般の整備等を実施しています。

② 統合リスク管理会議を開催して全社的な内部統制の状況を適宜点検するとともに、各事業部門並びに子会社が出席する業務推進委員会を通じて内部統制システムの定着を図っています。

当年度は、統合リスク管理会議を2回開催しました。

- ③ 事業活動に伴う主要リスクに対しては、リスクごとに主管部署を定めており、必要に応じて専門性を持った会議で審議し、主管部署が事業部門と連携して適切な対応を講じています。
- ④ 大規模災害、感染症、大規模障害、事業や業務遂行に関わる事件・事故に備えて、初動体制と行動指針をまとめたコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)を策定しています。事前対策や訓練を重ね、より円滑な事業継続に向けた体制の構築や必要なインフラの整備を行うなど、危機管理体制の整備・強化に取り組んでいます。
- 当年度は、大地震や大規模障害を想定した全社的な訓練を5回実施しました。
- ⑤ 危機発生時における迅速な体制の整備と支援等に関する事項を審議するため、危機管理会議を設置し、運用しています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ① 当社グループ各社の取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。当社では業務執行の権限及び責任を大幅に執行役員及び経営役に委譲しており、取締役会は専ら全社レベルの業務執行の基本となる意思決定と業務執行の監督を担当しています。
- また、事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一のため、社長及び代表取締役を中心に執行役員等が参加する経営会議を開催し、経営全般の重要事項の審議を行っています。
- 取締役会及び経営会議の開催に当たっては、審議資料を会議参加者が事前に閲覧し、会議での効率的な議論ができるようにしています。
- 当年度、当社は取締役会を15回、経営会議を47回開催しました。
- ② ITシステムの主管部署として情報システム部を設置しており、経営の効率化及び内部統制が有効に機能することを目的として、ITシステムの整備を進めています。
- 当年度は、当社の基幹業務基盤である会計システムを刷新リリースするとともに、導入したグループITガイドラインの有効活用を推進することでNRIグループ全体の情報共有基盤統制高度化を進めました。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
- 開示書類の一層の信頼性向上のため、情報開示会議において、計算書類や有価証券報告書等の作成プロセスやその適正性の確認を行っています。
- 当年度は、情報開示会議を9回開催しました。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 子会社の経営・財務の状況を把握するため、主管部署は月次決算資料、取締役会議事録等を求め、重要な事項は当社取締役会に報告しています。
 - ② 子会社は重要事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、主管部署が子会社を指導しています。
- (7) 内部監査部署による業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 社長直属の組織である内部監査室が、リスク管理体制やコンプライアンス体制等の有効性等について、当社グループの監査を行っています。
 - ② 内部監査室の監査結果は社長に報告され、是正・改善の必要がある場合には、経営企画部、主管部署及び事業部門が適宜連携し、改善に努めています。
 - ③ 内部監査室は、会計監査人との間で内部監査の実施計画や結果に関して定期的に意見交換を行い、連携を図っています。
- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ① 監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査職務を支援する監査役室を設置しています。監査役室の人事については、代表取締役又は人事担当役員が監査役室の独立性に留意し監査役と協議し決定しています。
 - ② 監査役は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、当社の内部監査部門である内部監査室から内部監査結果の報告を受けるなど、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を進めています。
 - ③ 監査役は、各種規程の遵守状況のモニタリング結果等の内部統制の状況に関する報告を、経営企画部から適宜受けています。
 - ④ 監査役費用については、監査役監査規程に基づき、監査役の職務執行に必要な予算を計上し、会社に請求しています。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に請求しています。
 - ⑤ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて役職員に対して報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っています。

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、比率、1株当たりの数値、平均年齢及び平均勤続年数は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

連結財政状態計算書

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)	科 目	(ご参考)前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
資 产			负 債		
流 動 资 产	349,102	405,178	流 動 负 債	198,247	214,642
現 金 及 び 現 金 同 等 物	129,257	173,935	営 業 債 务 及 び そ の 他 の 債 务	52,129	53,038
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	131,592	141,870	契 紦 负 債	17,122	18,885
契 級 资 产	55,980	56,066	社 債 及 び 借 入 金	20,235	13,215
そ の 他 の 金 融 资 产	14,201	13,982	リ 一 ス 负 債	9,364	11,023
そ の 他 の 流 動 资 产	18,070	19,323	そ の 他 の 金 融 负 債	31,294	33,530
非 流 動 资 产	489,122	517,595	未 払 法 人 所 得 税	13,093	23,874
有 形 固 定 资 产	42,114	40,245	引 当 金	1,027	526
使 用 権 资 产	31,877	28,851	そ の 他 の 流 動 负 債	53,979	60,546
の れ ん 及 び 無 形 资 产	237,283	265,334	非 流 動 负 債	237,570	305,109
持 分 法 で 会 計 处 理 さ れ て い る 投 资	9,527	9,796	社 債 及 び 借 入 金	182,725	253,864
退 職 給 付 に 係 る 资 产	89,710	82,553	リ 一 ス 负 債	25,420	20,436
そ の 他 の 金 融 资 产	70,838	80,792	そ の 他 の 金 融 负 債	1,615	1,253
縹 延 税 金 资 产	5,671	6,102	退 職 給 付 に 係 る 负 債	7,086	6,146
そ の 他 の 非 流 動 资 产	2,098	3,919	引 当 金	4,932	4,492
資 产 合 计	838,224	922,773	縹 延 税 金 负 債	14,050	15,750
			そ の 他 の 非 流 動 负 債	1,739	3,165
			负 債 合 計	435,817	519,752
			資 本		
			親 会 社 の 所 有 者 に 归 属 す る 持 分 合 計	399,006	399,532
			資 本 金	23,644	24,701
			資 本 剰 余 金	29,447	31,395
			利 益 剰 余 金	321,676	320,320
			自 己 株 式	△6,277	△17,464
			そ の 他 の 资 本 の 構 成 要 素	30,514	40,580
			非 支 配 持 分	3,399	3,489
			資 本 合 計	402,406	403,021
			负 債 及 び 资 本 合 計	838,224	922,773

連結包括利益計算書

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前連結会計年度 (2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)	当連結会計年度 (2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)
売 上 収 益	692,165	736,556
売 上 原 価	452,336	475,549
売 上 総 利 益	239,829	261,006
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	131,580	142,353
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	450	780
そ の 他 の 収 益	3,779	2,748
そ の 他 の 費 用	647	1,771
営 業 利 益	111,832	120,411
金 融 収 益	2,218	3,472
金 融 費 用	5,551	6,658
税 引 前 利 益	108,499	117,224
法 人 所 得 税 費 用	32,002	37,062
当 期 利 益	76,496	80,162
そ の 他 の 包 括 利 益 純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	805	6,471
確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	2,221	△1,435
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	—	17
純損益に振り替えられることのない項目合計	3,027	5,052
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	△0	0
在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	812	3,098
キ ャ ツ シ ュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ	437	516
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	9	61
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	1,259	3,677
税引後その他の包括利益	4,286	8,730
当 期 包 括 利 益	80,782	88,892
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	76,307	79,643
非 支 配 持 分	189	518
当 期 利 益	76,496	80,162
当 期 包 括 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	80,508	88,281
非 支 配 持 分	273	610
当 期 包 括 利 益	80,782	88,892

連結持分変動計算書

(ご参考)前連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位:百万円、単位未満切捨て)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
2022年4月1日残高	22,414	28,277	328,830	△68,809	28,647	339,360	3,126	342,486
当期利益	—	—	76,307	—	—	76,307	189	76,496
その他の包括利益	—	—	—	—	4,201	4,201	84	4,286
当期包括利益合計	—	—	76,307	—	4,201	80,508	273	80,782
配当金	—	—	△25,396	—	—	△25,396	—	△25,396
自己株式の取得	—	△155	—	△20,000	—	△20,156	—	△20,156
自己株式の処分	—	△2,960	—	25,819	—	22,858	—	22,858
自己株式の消却	—	△56,713	—	56,713	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	1,229	838	—	—	—	2,068	—	2,068
利益剰余金から 資本剰余金への振替	—	60,162	△60,162	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	2,192	—	△2,192	—	—	—
その他の	—	—	△95	—	△142	△237	—	△237
所有者との取引額等合計	1,229	1,170	△83,461	62,532	△2,334	△20,863	—	△20,863
2023年3月31日残高	23,644	29,447	321,676	△6,277	30,514	399,006	3,399	402,406

当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
2023年4月1日残高	23,644	29,447	321,676	△6,277	30,514	399,006	3,399	402,406
当期利益	—	—	79,643	—	—	79,643	518	80,162
その他の包括利益	—	—	—	—	8,638	8,638	92	8,730
当期包括利益合計	—	—	79,643	—	8,638	88,281	610	88,892
配当金	—	—	△27,550	—	—	△27,550	△133	△27,683
自己株式の取得	—	△434	—	△67,918	—	△68,352	—	△68,352
自己株式の処分	—	△753	—	5,817	—	5,064	—	5,064
自己株式の消却	—	△50,913	—	50,913	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	1,056	1,750	—	—	—	2,807	—	2,807
利益剰余金から 資本剰余金への振替	—	51,909	△51,909	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	△1,540	—	1,540	—	—	—
その他の その他	—	387	—	—	△112	275	△387	△112
所有者との取引額等合計	1,056	1,947	△81,000	△11,187	1,427	△87,755	△521	△88,277
2024年3月31日残高	24,701	31,395	320,320	△17,464	40,580	399,532	3,489	403,021

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループ(当社及び連結子会社をいう。以下同じ。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

子会社85社全てを連結しています。

主要な連結子会社名

NRIネットコム(株)、NRIセキュアテクノロジーズ(株)、NRIデータ i テック(株)、NRIプロセスイノベーション(株)、NRIシステムテクノ(株)、(株)だいこう証券ビジネス、(株)D S B 情報システム、NRIデジタル(株)、日本証券テクノロジー(株)、Nomura Research Institute Holdings America, Inc.、Convergence Technologies, Inc.、Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited、NRI Australia Holdings Pty Ltd、NRI Australia Limited、Australian Investment Exchange Limited、SQA Holdco Pty Ltd

当年度に、7社を連結の範囲から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数：11社

4. 会計方針に関する事項

(1) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産を、その当初認識時に償却原価で測定する金融資産、公正価値で測定する金融資産の各区分に分類しています。償却原価で測定する金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は、発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産は、契約当事者となった取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からの便益を受領する権利が消滅した場合、権利を譲渡した場合、又は実質的に全てのリスクと経済価値が移転した場合に、認識を中止しています。

償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に係る取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、当初認識時に取引価格で測定しています。

公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。公正価値で測定する資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有されるものを除き、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に指定し、当該指定を継続的に適用しています。また、償却原価で測定する金融資産の要件を満たさない負債性金融商品は、次の条件がともに満たされる場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。それ以外の負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却を目的とした事業モデルに基づき、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は、各報告期間の末日における公正価値で測定し、その変動額は、金融資産の

分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の認識を中止した場合又は公正価値が著しく下落した場合には、過去に認識したその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。なお、資本性金融商品からの配当金は、金融収益として純損益で認識しています。

(2) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債をその当初認識時に償却原価で測定する金融負債、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の各区分に分類しています。

非デリバティブ金融負債のうち社債及び借入金等は、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は、契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効した場合に、金融負債の認識を中止します。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時において公正価値から直接起因する取引費用を控除して測定しています。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定し、償却額は金融費用として純損益で認識しています。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時において公正価値で測定しています。当初認識後は、公正価値で測定し、その変動は当期の純損益として認識しています。

(3) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジを実行するに当たってのリスク管理目的及びヘッジされたリスクに係る戦略を文書化しています。当該文書は、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジ有効性の評価方法、非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法等を含んでいます。

当社グループは、ヘッジ指定以降、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。デリバティブは、公正価値で当初認識するとともに、当初認識以後も公正価値で測定し、その変動は次のとおり会計処理しています。

公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は、純損益として認識しています。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなつた場合及びヘッジ指定を取り消した場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分をその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に累積しています。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えていますが、予定取引のヘッジがその後において、非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合は、ヘッジ対象である非金融資産の取得原価の測定に含めています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなつた場合及びヘッジ指定を取り消した場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。予定取引の発生が見込まれない場合は、その他の包括利益に認識した金額を、直ちにその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しています。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分をその他の包括利益として認識し、非有効部分を純損益として認識しています。

在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に累積された金額を純損益に振り替えています。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、主に定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	: 3~50年
機械及び装置	: 5年
工具、器具及び備品	: 2~20年

なお、減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各報告期間の末日に見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

なお、土地及び建設仮勘定は償却していません。

(5) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは子会社の取得時に認識しています。

のれんは償却を行わず、少なくとも年に1回及びのれんを配分した資金生成単位(以下「CGU」という。)に減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しています。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して表示しています。

② 無形資産

無形資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。

主な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア : 5年

顧客関連資産 : 6~15年

商標権 : 10年

なお、耐用年数を確定できる無形資産の償却方法及び見積耐用年数は、各報告期間の末日に見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産は、償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

③ 研究開発費

研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しています。開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産として認識しています。当社グループでは、主に共同利用型サービス及びアウトソーシングサービスで稼働するソフトウェアの開発を行っています。

無形資産として認識した開発費の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。また、償却方法及び見積耐用年数については、②無形資産に記載のとおりです。

(6) リース

当社グループは、契約時に、当該契約がリースであるか否か、又は当該契約にリースが含まれているか否かを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースである又は当該契約にリースが含まれていると判断しています。

当社グループは、リースの開始日にリース負債と使用権資産を認識しています。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で測定しています。現在価値の測定に使用する割引率は、リースの計算利子率が容易に算定できないため、当社グループの追加借入利子率を用いています。リース料は、実効金利法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しています。金利費用は金融費用として純損益で認識しています。

使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整した額で測定しています。使用権資産は、リースの開始日から見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたり、定額法で減価償却しています。

なお、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額であるリースは、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり、定額法で費用として認識しています。少額資産は、少額のIT機器及び少額の事務所備品等の資産で構成されています。

(7) 非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日に、繰延税金資産、従業員給付から生じる資産、契約資産を除く非金融資産の帳簿価額が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっています。個別の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小のCGUごとに回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、少なくとも年に1回又は減損の兆候が存在する場合はその都度、回収可能価額の見積りを行っています。

資産又はCGUの回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としています。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。

資産又はCGUの回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、当該資産又はCGUの帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失は直ちに純損益として認識しています。

のれん以外の資産は、各報告期間の末日に、過年度に認識した減損の戻入れの兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候が存在する場合には、当該資産又はCGUの回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が資産又はCGUの帳簿価額を超える場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、過年度に減損損失を認識しなかった場合に、戻入れが発生した時点まで償却又は減価償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。

(8) 従業員給付

従業員給付には、退職後給付及び短期従業員給付が含まれます。退職後給付は、確定給付制度又は確定拠出制度として支払われています。

① 確定給付制度

確定給付制度に関する負債又は資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額で認識しています。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定しています。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日の優良社債の利回りに基づいています。

数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えていきます。

なお、当期の勤務費用及び過去勤務費用は純損益として認識し、純利息額は確定給付債務の純額に割引率を乗じた額を純損益として認識しています。

確定給付制度の変更があった場合、制度の変更及び清算に伴い生じた利得又は損失は、制度を変更又は清算した時点で、過去勤務費用及び清算損益として純損益で認識しています。

② 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、拠出した時点で従業員給付費用として純損益で認識しています。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算は行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で従業員給付費用として純損益で認識しています。賞与及び有給休暇費用は、従業員による勤務の提供に応じて、当社グループの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しています。

(9) 株式に基づく報酬

① 持分決済型の株式に基づく報酬

当社グループは、役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。ストック・オプションと譲渡制限付株式は、付与日における公正価値を見積もり、権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を資本の増加として認識しています。また、当社グループは、従業員に対する持分決済型の株式に基づく報酬制度として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しています。信託型従業員持株インセンティブ・プランは、付与日における公正価値を見積もり、権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を資本の増加として認識しています。

② 現金決済型の株式に基づく報酬

当社グループは、従業員に対する現金決済型の株式に基づく報酬制度として、ファンタム・ストック制度を導入しています。ファンタム・ストック制度は、付与日において、発生した負債の公正価値を測定し、権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を負債の増加として認識しています。また、付与日以降も各報告期間の末日ごとに負債の公正価値を測定し、再測定による公正価値の変動を権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を負債の増加又は減少として認識しています。

(10) 収益

① 収益の認識方法

当社グループは、下記の5ステップアプローチにより収益を認識しています。(I F R S 第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等や I F R S 第16号「リース」に基づく受取リース料を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

顧客との契約における履行義務の識別

当社グループは、コンサルティングサービス、開発・製品販売、運用サービス、商品販売に関わる顧客との契約から収益を認識しています。これらの契約から当社グループは、別個の約束された財又はサービスを特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分しています。

当社グループは、約束された財又はサービスが別個のものである場合、すなわち、財又

はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であり、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる場合、区分して会計処理しています。

顧客との契約における履行義務の識別の単位は、当社グループが内部管理目的で利用するプロジェクトの単位と概ね一致します。

取引価格の算定

当社グループは、取引価格を算定するに当たり、受注金額を基礎として、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重大な金融要素の存在、現金以外の対価及び顧客に支払われる対価からの影響を考慮しています。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2～3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

製品・サービスの種類ごとの収益の認識・測定方法

(a) コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの主な内容は経営・事業戦略及び組織改革等の立案・実行を支援する経営コンサルティングのほか、ＩＴマネジメント全般にわたるシステムコンサルティングです。

上記に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。

(b) 開発・製品販売

開発・製品販売のうち、開発の主な内容は、システム開発(設計・開発・テスト工程を含む一連の工程)及びシステム保守(機能追加・機能改善・システム維持管理等)です。また、製品販売の主な内容は、当社グループが独自に開発したパッケージソフトの販売です。

開発に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。製品販売に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

(c) 運用サービス

運用サービスの主な内容は、アウトソーシングサービス(顧客からの委託によるシステムの運用処理、ハウジングサービス、サーバ・PC・ネットワーク等インフラの管理等)、共同利用型サービス及び情報提供サービスです。

上記に係る収益は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。

(d) 商品販売

商品販売の主な内容は、ハードウェア(サーバ、ストレージ等)の販売及びソフトウェアの販売です。

上記に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

② 契約資産及び契約負債

契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利です。契約負債は顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払期限が到来しているものです。

(11) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、各報告期間の末日の為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。

在外営業活動体における外貨建財務諸表を表示通貨に換算するに当たって生じた差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えられます。

[表示方法の変更に関する注記]

(連結財政状態計算書関係)

取引の実態をより適切に反映させるため、前連結会計年度において「営業債務及びその他の債務」に含めて表示していた一部の未払費用等を、「その他の金融負債」に含めて表示しています。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において「営業債務及びその他の債務」に含めて表示していた3,552百万円を、「その他の金融負債」として組み替えています。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 有形固定資産の耐用年数、残存価額及び減価償却方法

耐用年数の決定に当たっては、当該資産について予想される使用量、予測される物理的自然減耗、技術的又は経済的陳腐化、及び資産の使用に対する法的又は類似の制約という要因を全て考慮して決定します。残存価額は資産処分によって受領すると現時点で見込まれる、処分コスト控除後の価額を見積もっています。減価償却方法は、固定資産の種類ごとに、資産の将来の経済的便益の予想される消費のパターンを反映するものを選択しています。これらは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果により、減価償却額及び償却額に重要な修正を生じさせるリスクがあります。

当連結会計年度に計上した有形固定資産は40,245百万円です。

② 非金融資産の減損

非金融資産に係る減損テストにおいては、CGUを識別した上で、当該CGUにおける売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を回収可能価額として算定しています。当該売却費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となるCGUの使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー及び割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ40,245百万円、28,851百万円、265,334百万円です。

③ 確定給付制度債務の測定

確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これら前提条件は、金利変動の市場動向、人口統計に関する指標等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件には将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ82,553百万円、6,146百万円です。

④ 収益認識

収益を一定期間にわたり認識する場合のうち、契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一の役務が継続して提供される取引以外は、次の2つの要素について信頼性をもって見積ります。

- ・履行義務に配分される取引価格
- ・報告期間の末日現在の進捗度

これらの2つの要素について信頼性をもって見積もることができる場合に、これに応じて報告期間の収益及び原価を認識しています。報告期間の末日現在の進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定し、未完成のプロジェクトに係る売上収益に対応する権利を、連結財政状態計算書上「契約資産」として計上しています。また、契約の見積総原価は顧客要請の変更等により、作業工数が当初の見積りから増減する場合があり、その結果、プロジェクトの進捗度が変動する可能性があります。特に情報システムの開発は、顧客要請の高度化・複雑化や完成までの諸要件の変更等により、作業工数が当初の見積り以上に増加することがあることから、契約資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した契約資産の金額は、56,066百万円です。

⑤ 繰延税金資産

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識していますが、当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としています。当該将来事業年度の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、繰延税金資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した繰延税金資産の金額は、6,102百万円です。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 担保に供している資産

投資有価証券を、取引所への長期差入保証金の代用として154百万円、(株)日本証券クリアリング機構への清算基金の代用として513百万円、それぞれ差し入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金 395百万円

(注) 貸倒引当金は、主に営業債権及び契約資産に係るものです。

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 58,823百万円

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 580,796千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5月18日 取締役会	13,608	23	2023年 3月31日	2023年 6月 2日
2023年10月26日 取締役会	14,049	24	2023年 9月30日	2023年11月30日

(注) 配当金の総額は、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当額(2023年10月決議分107百万円)を含んでいます。2023年5月決議分はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5月15日 取締役会	16,816	利益剰余金	29	2024年 3月31日	2024年 5月31日

(注) 配当金の総額は、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当額(105百万円)を含んでいます。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数
(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) 166千株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの自己資本管理に関する基本的な方針は、金融市場や商品流通市場を支える情報システムを担う社会的責任から、不測の事態が発生した場合でもサービスを継続するため、財務健全性を重視することです。その上で、資本の効率性を意識しながら、企業価値の継続的な向上と安定的な剰余金の配当等の株主還元を両立させることを目指します。

当社グループは、ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)を、収益性や事業における投下資本の運用効率を示す経営上の重要な指針の一つとしています。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。

① 信用リスク管理

信用リスクは、取引先及び金融機関の契約不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各事業部門が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めています。

デリバティブ取引の利用及び資金運用を目的とした預金の設定に当たっては、カウンターパートイーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っています。また、有価証券の購入に当たっては、有価証券の発行体の経営の健全性に十分留意し取引を行っています。

このほか、金融事業を営む連結子会社においては、信用取引貸付金及び営業貸付金がありますが、担保を設定すること等により、貸付先の信用リスクを低減しています。

上記リスク管理手続により信用リスクの未然防止又は低減を図っており、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有していません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、資金繰り見通しを策定し当社グループ全体の資金管理を行うほか、機動的かつ安定した調達先の確保等により、流動性リスクを軽減しています。

③ 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、機能通貨以外の取引から生じる金融資産及び金融負債等は為替の変動リスクに晒されていますが、主たる収益、費用は当該国の通貨建てで発生していることから、為替相場の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微です。

また、当社グループの在外営業活動体に対する純投資は、為替の変動リスクに晒されていますが、当社グループは、自己資本に対する複数の為替エクスポートナーの水準をモニタリングしつつ、外貨建借入金及び社債や為替予約を必要に応じて利用することで、機動的なヘッジが可能です。

④ 金利リスク管理

当社グループの有利子負債の殆どは社債であり、固定金利により調達されています。

一部の社債について、市場金利低下時に実質支払利息が増加するリスクがあるため、必要に応じて金利スワップをヘッジ手段として利用しています。現状において金利支払が当社グループに与える影響は軽微です。

⑤ 株価変動リスク管理

当社グループは、取引先との協力関係・提携関係等の維持・強化や事業開発を目的として、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に株式を保有しています。当該株式は、株価変動リスクに晒されていますが、個別銘柄ごとに保有の合理性を継続的に検証し縮減を進めています。また、当該株式は、全てその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に指定しており、株価変動が純損益に与える影響はありません。その他の包括利益への影響も軽微です。

⑥ デリバティブとヘッジ活動

当社グループのデリバティブ取引は、投機的な取引は行わず、為替変動リスクをヘッジすることを目的とした為替予約取引によるキャッシュ・フロー・ヘッジ及び社債に係る公正価値の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引による公正価値ヘッジです。また、在外営業活動体に対する純投資に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外貨建借入金及び社債や為替予約を用いて純投資ヘッジを適用しています。

なお、格付の高い金融機関とのみ取引を行うことにより、取引金融機関の信用リスクを軽減しています。また、取引の実行に当たっては、取引権限や取引対象等を定めた取締役会の決議に則り、取引を実行しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しています。

(2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりです。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権並びに営業債務及びその他の債務

主に短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に概ね近似しています。

社債及び借入金

社債は、市場価格又は取引金融機関から提示された価格を公正価値としています。

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。固定金利によるものは、元利金を新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を、公正価値としています。

その他の金融資産及びその他の金融負債

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品のうち、上場株式の公正価値は、取引所の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値は、類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法等により算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用い、活発な市場での公表価格が入手できない場合は、取引金融機関から提示された価格に基づく適切な評価方法により見積もっています。

純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、純資産価値に基づく方法及びその他の適切な評価方法により見積もっています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債のうち、企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、将来の業績等を考慮し、支払額を見積もり算定しています。

デリバティブの公正価値は、為替レート等の観察可能な市場データ及び取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しています。

(3) 償却原価で測定する金融商品

当連結会計年度末における、償却原価で測定する金融商品は次のとおりです。以下を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。なお、償却原価で測定する金融商品の公正価値は、レベル2に分類しています。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	193,346	191,484
長期借入金	70,863	70,863

(注) 1. 社債には、1年内償還予定の社債は含まれていません。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が10,344百万円含まれています。

(4) 経常的に公正価値で測定している金融商品

当連結会計年度末における、経常的に公正価値で測定している金融商品は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	計
資産：				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	45,793	—	8,823	54,616
負債性金融商品	—	2	—	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
負債性金融商品	—	—	1,488	1,488
デリバティブ	—	2,491	—	2,491
計	45,793	2,494	10,312	58,599
負債：				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	—	—	1,039	1,039
デリバティブ	—	1,696	—	1,696
計	—	1,696	1,039	2,736

[収益認識に関する注記]

(1) 収益の分解

当社グループでは、「金融ＩＴソリューション」及び「産業ＩＴソリューション」の報告セグメントについて、顧客の業種に応じて、それぞれ「証券業」「保険業」「銀行業」「その他金融業等」、「流通業」「製造・サービス業等」の区分に分解しています。また、履行義務に関する情報は、「会計方針に関する事項」の「収益」に記載しています。

当社グループの各報告セグメントと顧客の業種区分との関連は次のとおりです。

	(単位：百万円)
コンサルティング	51,959
金融ＩＴソリューション	349,872
証券業	143,707
保険業	79,527
銀行業	67,726
その他金融業等	58,910
産業ＩＴソリューション	275,923
流通業	71,528
製造・サービス業等	204,395
ＩＴ基盤サービス	55,628
その他	3,172
合計	736,556

(2) 契約残高

契約資産は、各報告期間の末日時点で全部又は部分的に完了しているが、まだ支払に対する権利を得ていない作業の対価に関連するものです。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。当連結会計年度において、契約資産の変動金額に重要性はありません。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものです。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コスト

当連結会計年度末において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。なお、契約の獲得の増分コストは、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、当該コストを発生時に費用として認識しています。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	693円33銭
2. 基本的1株当たり当期利益	136円90銭

(注) NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しています。当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は3,219千株、期末株式数は3,628千株です。

[重要な後発事象に関する注記]

(自己株式の取得)

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得株式の種類	当社普通株式
(2) 取得株式の総数	10,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.72%)
(3) 取得株式の総額	30,000百万円(上限)
(4) 株式の取得期間	2024年5月15日から2024年10月25日
(5) 株式の取得方法	東京証券取引所における市場買付け (自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。))

(注) 自己株式には、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を含めていません(以下、同じ。)。

(参考)2024年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	579,879,411株
自己株式数	917,500株

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、1株当たりの数値は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

貸借対照表

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前年度 (2023年3月31日)	当 年 度 (2024年3月31日)	科 目	(ご参考)前年度 (2023年3月31日)	当 年 度 (2024年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	207,850	270,191	流 動 負 債	141,353	174,023
現 金 及 び 預 金	76,671	120,940	買 掛 金	27,177	24,627
売 掛 金	75,353	88,441	短 期 借 入 金	3,000	3,000
開 発 等 未 収 収 益	45,389	48,800	1 年 内 償 返 予 定 の 社 債	10,000	—
有 債 証 券	0	0	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	—	6,928
商 品	586	627	未 払 金	5,087	2,870
仕 備 品	70	210	未 払 費 用	11,642	21,257
前 払 費 用	7,931	8,988	未 払 法 人 税 等	10,691	19,356
そ の 他	1,965	2,318	未 払 消 費 税 等	4,177	8,070
貸 倒 引 当 金	△118	△134	前 会 社 預 金	13,658	14,773
固 定 資 産	486,239	513,312	関 係 会 社 預 金	29,394	46,737
有 形 固 定 資 産	48,605	46,212	賞 与 引 当 金	21,205	22,626
建 物	34,407	32,500	受 注 損 失 引 当 金	414	25
構 築 物	395	361	資 産 除 去 債 務	178	351
機 械 及 び 装 置	2,201	2,431	そ の 他	4,726	3,398
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,218	5,536	固 定 負 債	189,634	261,912
土 地	5,382	5,382	社 会 債 務	132,940	194,712
無 形 固 定 資 産	89,702	105,372	長 期 借 入 金	44,368	56,807
ソ フ ト ウ エ ア	67,818	83,970	継 延 税 金 負 債	4,289	2,705
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	21,475	21,016	退 職 給 付 引 当 金	2,889	3,006
そ の 他	408	385	資 産 除 去 債 務	3,503	3,490
投 資 そ の 他 の 資 産	347,931	361,726	そ の 他	1,642	1,191
投 資 有 債 証 券	41,753	51,117	負 債 合 計	330,988	435,935
関 係 会 社 株 式	190,519	196,557	(純 資 産 の 部)		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	11,965	13,559	株 主 資 本	352,587	339,944
差 入 保 証 金	10,266	9,902	資 本 金	23,644	24,701
前 払 年 金 費 用	82,310	78,469	資 本 剰 余 金	19,842	20,898
そ の 他	11,128	12,120	資 本 準 備 金	19,842	20,898
貸 倒 引 当 金	△12	△0	利 益 剰 余 金	315,377	311,809
資 産 合 計	694,089	783,503	利 益 準 備 金	570	570
			そ の 他 利 益 剰 余 金	314,806	311,238
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	833	833
			継 越 利 益 剰 余 金	313,972	310,404
			自 己 株 式	△6,277	△17,464
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,358	7,583
			そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	15,546	22,128
			継 延 ヘ ッ ジ 損 益	△5,187	△14,544
			新 株 予 約 権	154	39
			純 資 産 合 計	363,100	347,567
			負 債 純 資 産 合 計	694,089	783,503

損益計算書

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前年度 (2022年4月1日から (2023年3月31日まで)	当年度 (2023年4月1日から (2024年3月31日まで)
売 上 高	471,052	531,695
売 上 原 価	305,275	342,387
売 上 総 利 益	165,776	189,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	76,778	86,981
営 業 利 益	88,998	102,325
営 業 外 収 益	16,512	8,980
受 取 利 息	403	948
受 取 配 当 金	16,000	7,910
投 資 事 業 組 合 運 用 益	54	49
そ の 他	54	72
営 業 外 費 用	3,966	5,408
支 払 利 息	3,272	4,659
投 資 事 業 組 合 運 用 損	65	61
社 債 発 行 費 用	218	214
自 己 株 式 取 得 費 用	187	434
為 替 差 損	102	8
そ の 他	120	30
経 常 利 益	101,543	105,898
特 別 利 益	3,103	2
固 定 資 産 売 却 益	2,924	—
投 資 有 價 証 券 売 却 益	175	—
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	2
特 別 損 失	515	586
投 資 有 價 証 券 評 価 損	98	6
関 係 会 社 株 式 評 価 損	416	115
関 係 会 社 株 式 売 却 損	—	464
税 引 前 当 期 純 利 益	104,132	105,314
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,360	29,675
法 人 税 等 調 整 額	1,694	△360
当 期 純 利 益	79,077	75,999

株主資本等変動計算書

(ご参考)前年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

資本金	株主資本								自己株式合計	
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	継越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,414	18,613	-	18,613	570	833	320,503	321,908	△68,809	294,126
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	1,229	1,229	-	1,229	-	-	-	-	-	2,459
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△25,446	△25,446	-	△25,446
当期純利益	-	-	-	-	-	-	79,077	79,077	-	79,077
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△20,000	△20,000
自己株式の処分	-	-	△3,448	△3,448	-	-	-	-	25,819	22,371
自己株式の消却	-	-	△56,713	△56,713	-	-	-	-	56,713	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	60,162	60,162	-	-	△60,162	△60,162	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	1,229	1,229	-	1,229	-	-	△6,530	△6,530	62,532	58,461
当期末残高	23,644	19,842	-	19,842	570	833	313,972	315,377	△6,277	352,587

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	15,381	△3,208	12,172	300	306,599
当期変動額	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	2,459
剰余金の配当	-	-	-	-	△25,446
当期純利益	-	-	-	-	79,077
自己株式の取得	-	-	-	-	△20,000
自己株式の処分	-	-	-	-	22,371
自己株式の消却	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	165	△1,979	△1,814	△145	△1,959
当期変動額合計	165	△1,979	△1,814	△145	56,501
当期末残高	15,546	△5,187	10,358	154	363,100

当年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

資本金	株主資本									
	資本剰余金				利益剰余金				自己株式合	株主資本合計
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合	本益金計	利準備益金	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	23,644	19,842	-	19,842	570	833	313,972	315,377	△6,277	352,587
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	1,056	1,055	-	1,055	-	-	-	-	-	2,112
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△27,658	△27,658	-	△27,658
当期純利益	-	-	-	-	-	-	75,999	75,999	-	75,999
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△67,918	△67,918
自己株式の処分	-	-	△995	△995	-	-	-	-	5,817	4,821
自己株式の消却	-	-	△50,913	△50,913	-	-	-	-	50,913	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	51,909	51,909	-	-	△51,909	△51,909	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	1,056	1,055	-	1,055	-	-	△3,568	△3,568	△11,187	△12,643
当期末残高	24,701	20,898	-	20,898	570	833	310,404	311,809	△17,464	339,944

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	15,546	△5,187	10,358	154	363,100
当期変動額	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	2,112
剰余金の配当	-	-	-	-	△27,658
当期純利益	-	-	-	-	75,999
自己株式の取得	-	-	-	-	△67,918
自己株式の処分	-	-	-	-	4,821
自己株式の消却	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,581	△9,356	△2,775	△115	△2,890
当期変動額合計	6,581	△9,356	△2,775	△115	△15,533
当期末残高	22,128	△14,544	7,583	39	347,567

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3~50年

機械及び装置 5年

工具、器具及び備品 2~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

顧客へのサービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間(原則5年)に基づく定額法を採用しています。

その他の無形固定資産については、定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しています。また、無形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの主な内容は経営・事業戦略及び組織改革等の立案・実行を支援する経営コンサルティングのほか、ＩＴマネジメント全般にわたるシステムコンサルティングです。

上記に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。

(2) 開発・製品販売

開発・製品販売のうち、開発の主な内容は、システム開発(設計・開発・テスト工程を含む一連の工程)及びシステム保守(機能追加・機能改善・システム維持管理等)です。また、製品販売の主な内容は、当社が独自に開発したパッケージソフトの販売です。

開発に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。製品販売に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

(3) 運用サービス

運用サービスの主な内容は、アウトソーシングサービス(顧客からの委託によるシステムの運用処理、ハウジングサービス、サーバ・P C・ネットワーク等インフラの管理等)、共同利用型サービス及び情報提供サービスです。

上記に係る収益は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。

(4) 商品販売

商品販売の主な内容は、ハードウェア(サーバ、ストレージ等)の販売及びソフトウェアの販売です。

上記に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表関係)

取引の実態をより適切に反映させるため、前年度において「買掛金」及び「未払金」に含めて表示していた一部の債務を、「未払費用」に含めて表示しています。これらの表示方法の変更を反映させるため、前年度において「買掛金」及び「未払金」に含めて表示していた3,673百万円を、「未払費用」として組み替えています。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

ソフトウエア	83,970百万円
ソフトウエア仮勘定	21,016百万円
開発等未収収益	48,800百万円

1. ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価における回収可能価額については、資産又は資産グループを識別した上で、当該資産又は資産グループにおける正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を回収可能価額として算定しています。正味売却価額算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資産又は資産グループの使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー及び割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

2. 収益を一定期間にわたり認識する場合のうち、契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一の役務が継続して提供される取引以外は、次の2つの要素について信頼性をもって見積ります。

- ・履行義務に配分される取引価格
- ・報告期間の末日現在の進捗度

これらの2つの要素について信頼性をもって見積もることができる場合に、これに応じて報告期間の収益及び原価を認識しています。報告期間の末日現在の進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する、各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。また、契約の見積総原価は顧客要請の変更等により、作業工数が当初の見積りから増減する場合があり、適時、適切に見積総原価の見直しを行います。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び 減損損失累計額	67,733百万円
2. 保証債務 子会社の金融機関からの借入金及び家賃について保証しており、保証極度額は次のとおり です。	
Australian Investment Exchange Limited	20,401百万円
Core BTS, Inc.	7,566百万円
NRI Australia Limited	4,247百万円
NRI Australia Holdings Pty Ltd	3,066百万円
Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	2,091百万円
Nomura Research Institute Consulting and Solutions India Private Limited	271百万円
	計 37,646百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したもの除去。)	
短期金銭債権	13,454百万円
長期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	13,377百万円
長期金銭債務	1,170百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	80,627百万円
	仕入高	83,904百万円
営業取引以外の取引による取引高	収益	7,253百万円
	費用	27百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当年度末における自己株式の数

4,545千株

(注) 上記は、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式3,628千株を含んでいます。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因是、減価償却費等、退職給付引当金、賞与引当金繰入額に係る税効果であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額金、前払年金費用です。

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	NRIセキュアテクノロジーズ㈱	東京都千代田区	450百万円	情報セキュリティに関するアウトソーシングサービス及びコンサルティングサービス	(所有)直接 100.0	役員の兼任等1名	資金の預り(利息の支払)(注)1	3,486(5)	関係会社預り金	10,645
子会社	(株)だいこう証券ビジネス	東京都江東区	8,932百万円	証券事業に関するBPOサービス	(所有)直接 100.0	役員の兼任等1名	資金の預り(利息の支払)(注)1	-(5)	関係会社預り金	10,000
子会社	Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	アメリカ合衆国ニューヨーク	12,000,000米ドル	北米事業会社の統括	(所有)直接 100.0	役員の兼任等無	資金の貸付(利息の受取)(注)3	- (904)	関係会社長期貸付金	13,559
子会社	NRI Australia Holdings Pty Ltd	オーストラリア連邦シドニー	929,644,873豪ドル	豪州事業会社の統括	(所有)直接 100.0	役員の兼任等無	出資金の払込(注)2	9,173	-	-
子会社	Australian Investment Exchange Limited	オーストラリア連邦シドニー	67,690,597.84豪ドル	証券事業に関するBPOサービス	(所有)間接 100.0	役員の兼任等無	債務保証(保証料の受取)(注)4	20,401(0)	-	-

- (注) 1. 当社グループにおける資金の集中管理を目的としたものであり、取引金額は前年度末時点との差し引き金額を記載しています。また、当該取引により発生する利息は、市場金利を参考に決定しています。
2. 出資金の払込は、子会社が行った増資を引き受けたものです。
3. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
4. 債務保証は、当座貸越契約に対する保証です。なお、取引金額は、保証債務の極度額を記載しています。また、保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しています。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	此本臣吾	—	—	会長兼社長	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の払込み(注)2	112	—	—
役員	深美泰男	—	—	副会長	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の払込み(注)2	41	—	—
役員	赤塚庸	—	—	副会長	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の払込み(注)2	41	—	—
役員	江波戸謙	—	—	取締役	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の払込み(注)2	69	—	—
役員	安齋豪格	—	—	取締役	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の払込み(注)2	65	—	—
役員	館野修二	—	—	取締役	(被所有) 直接 0.0	—	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	84	—	—
役員	嵯峨野文彦	—	—	執行役員	(被所有) 直接 0.0	—	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	112	—	—
役員	久保並城	—	—	執行役員	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の払込み(注)2	47	—	—

種類	氏名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	野口智彦	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	47	-	-
役員	西本進	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	47	-	-
役員	須永義彦	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	47	-	-
役員	大元成和	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	47	-	-
役員	桧原猛	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	39	-	-
役員	森沢伊智郎	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	39	-	-
役員	柳澤花芽	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	39	-	-
役員	中山浩之	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	39	-	-

種類	氏名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	川浪宏之	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使 ^{(注)1} 及び 金銭報酬債権 の払込み ^{(注)2}	45	-	-

- (注) 1. 上記の取引金額は、当年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株数に行使価額を乗じた金額を記載しています。
 2. 謹度制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	野村證券㈱	東京都 中央区	10,000	証券業	(被所有) 直接 0.2 間接 -	役員の兼任等 無	為替予約 ^(注)	117,080	その他の流動負債	271

- (注) 為替予約の取引条件については、契約時の為替相場等に基づいて決定しています。なお、取引金額には契約額の累計を記載しています。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 603円08銭
2. 1株当たり当期純利益金額 130円64銭

(注) NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しています。当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は3,219千株、期末株式数は3,628千株です。

[重要な後発事象に関する注記]

(自己株式の取得)

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得株式の種類	当社普通株式
(2) 取得株式の総数	10,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.72%)
(3) 取得株式の総額	30,000百万円(上限)
(4) 株式の取得期間	2024年5月15日から2024年10月25日
(5) 株式の取得方法	東京証券取引所における市場買付け (自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。))

(注) 自己株式には、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を含めていません
(以下、同じ。)。

(参考)2024年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	579,879,411株
自己株式数	917,500株

[その他の注記]

追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

当社は、従業員(連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。)に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生の拡充等により当社の持続的成長を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しています。

同プランは、NRIグループ社員持株会に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであり、同プランを実施するため当社は2023年5月にNRIグループ社員持株会専用信託(以下この項において「持株会信託」という。)を設定しました。持株会信託は、信託の設定後2年10か月にわたりNRIグループ社員持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、あらかじめ一括して取得し、NRIグループ社員持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。信託終了時点で本信託内に当社株式が残存した場合には、従業員に当該当社株式が分配されます。なお、当社は持株会信託が当社株式を取得するために行つた借入れについて保証しており、信託終了時に借入債務が残っている場合には保証契約に基づき当社が弁済することになります。

当年度末に貸借対照表に計上した持株会信託の保有する当社株式は13,957百万円(3,628千株)、持株会信託における借入金は13,649百万円です。

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たりの数値は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社野村総合研究所
取締役会 御中

2024年5月14日

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮田八郎
業務執行社員 指定有限責任社員 小山浩平
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社野村総合研究所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社野村総合研究所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮田八郎
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小山浩平
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社野村総合研究所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年事業年度(第59期)の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員等及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員等及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員等及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社野村総合研究所 監査役会

常勤監査役 坂田 太久仁 印

常勤監査役 稲田 陽一 印

監査役(社外監査役) 小酒井 健吉 印

監査役(社外監査役) 南 成人 印

監査役(社外監査役) 高澤 靖子 印

以上